

報酬改定に伴う負担等について（介護報酬改定と診療報酬改定の比較）

- ① 介護報酬・診療報酬の改定に伴い、事業所の職員は、短期間でサービス内容や事務の変更に対応する必要がある。
- ② 診療報酬・介護報酬の両方を請求している事業所が一定数ある。
- ③ 介護報酬改定では、診療報酬改定と比較すると、ベンダ側の情報システム関連業務の負担感が異なる。

	介護報酬改定	診療報酬改定
①事業所の業務負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供を担う現場職員が、短期間で改定内容を理解し医療・介護のサービス内容を見直す必要がある。 ・ 改定により新たに設けられた項目や各種見直しに伴う、各種届け出などに対応する必要がある。 	
②事業所の共通性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬・介護報酬の両方を請求している事業所が一定数ある。 ・ 当該事業所は、診療報酬改定と介護報酬改定の施行時期が異なる場合、2回対応が必要になる。 <p>（参考）訪問看護事業所（約1.4万か所※：全介護サービス事業所の約5%）、居宅療養管理指導事業所（病院、診療所、薬局）（約4.6万か所※：全介護サービス事業所の約18%）など</p>	
③ベンダの業務負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業所では、一部の場[※]を除き、改定時にベンダの職員が現地で改修ソフトの適用作業を実施することはない。 ※クラウド型ではなくインストール型の製品で、有償サポート契約を締結している場合など ・ サービス提供の翌月に利用者負担額を請求するサービスが多いため、<u>4月下旬にソフトの改修・適用作業を完了するベンダが多い。</u> ・ 居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所については、3月中旬頃までに、ソフトの改修・適用作業を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの病院では、改定時にベンダの職員が現地で改修ソフトの適用作業を実施し、人件費分の費用負担も重い。 ・ 外来患者の患者負担金を計算するため、<u>施行初日までの間にソフトウェアの改修を終えている。</u>